

【論説】

事務管理における 「他人のためにする意思」要件の意義 (3)

塩原 真理子

[目次]

はじめに

第 1 章 DCFR の事務管理法提案とその後の反応

第 2 章 「他人のため (für einen anderen)」の解釈に関するドイツの学説 (以上東海法学 56 号)

第 3 章 わが国の裁判例

- 1 他人の義務の履行
- 2 保存行為・改良行為
- 3 相続財産の管理行為
- 4 マンションの管理行為
- 5 権利取得行為 (以上 57 号)
- 6 Auch-fremden Geschäft

第 4 章 検討

- 1 事務管理と他の求償制度との異同, 各事案類型における中心要件
- 2 「他人のためにする意思」の内容

結び

6 Auch-fremden Geschäft

他人の事務でもある事務 (auch-fremden Geschäft) に該当する事案として, (1)義務又は権限に基づく行為, (2)契約不成立 (契約交渉の挫折), (3)契約当事者間の契約の範囲外の行為, (4)無効な契約, 解除された契約に基づく行為の順に, 「他人のためにする意思」の認定方法とこの要件の果たしている役割に

ついて概観する。

(1) 義務又は権限に基づく行為

事務処理者が本人に対する権限又は義務に基づいて行為する場合には、「義務なく」の要件を充たさず、事務管理は成立しない。以下で取り上げるのは、第三者に対する契約上の義務、公法上の義務に基づく行為、職務上の行為である。

(ア) 第三者に対する契約上の義務に基づく行為

⑤⁴東京地判昭和 53 年 8 月 28 日 LEX/DB 27404936

[事実] 売主である土地所有者のために仲介活動に従事していた X が、買主 Y に対して事務管理に基づく商法 512 条により報酬請求した。

[判旨] X の本件土地に関する一連の仲介活動は主として売主たる土地所有者側のためのものであると解すべきであるが、例えば取付道路用地の物色、確保の如き本来 Y のなすべき事務も認められるところ、〈証拠〉によれば、X も Y のためにする意思で右事務を処理したことが窺える。従って、右の一部の事務については、X の Y のためにする事務管理と解するのが相当である。しかし、X の Y に対する事務管理に基づく報酬請求権はすでに放棄されていた。

⑤⁵名古屋地判平成 19 年 7 月 5 日 LEX/DB28140226

[事実] X が A の訴訟代理人として B 証券会社に対して B の債務不履行による損害賠償を求めるとともに、A が B に預託していた株券の引渡し及び配当金の返還を求める訴えを提起し、一部認容判決を得た。同判決によって認容された請求債権は B の A に対する反訴請求債権と相殺されたが、A が B から引渡しを受ける株券は、認容債権に含まれていた X の弁護士費用分だけ増加した。そこで X は A の一般債権者である Y の配当金額が増加したとして不当利得返還請求し、X は A のために訴訟追行行為を行うと同時に、一般責任財産の保全という結果を実現するための行為であったともいいうるとして、Y に対し事務管理に基づき費用の償還を請求した。

[判旨] A が無資力状態のもとで、A の債権者が、弁護士費用未払いの段階で弁護士費用増加給付分からも配当を受けることは、X が訴訟追行に要した労務及び費用の提供の対価となる利益をなんらの対価も負担することなしに享受したといえるのであって、X らに対する関係で、不当利得になるというべきである。X らによる訴訟追行は、Y のために行った事務ということではできない。

⑤⁶東京地判平成 24 年 3 月 9 日 LEX/DB2549324

[事実] Y は、A から別荘地内の分譲地を購入した X の父が、A との間で別荘地

内の私道の管理業務の委託契約を締結し、A の地位が Y に移転した、又は、XY 間で委託契約を黙示に締結した、予備的に、X は Y による本件管理業務によって管理費相当額の利益を得たと主張し、事務管理又は不当利得に基づき管理費相当額の支払いを求めた。

〔判旨〕本件土地には、建物が建てられたことがなく、草木が生い茂っている状態である上、X が本件別荘地を訪れたのもわずか数回にとどまるというのであるから、Y が X のために有益な費用を支出したとも、X が Y の行ってきた本件管理業務によって現に利益を得たともいい難く、事務管理又は不当利得に基づく請求は理由がない。

⑤⑦ 東京地判平成 24 年 4 月 10 日 LEX/DB25493764

〔事実〕X は、別荘地の開発、分譲及び管理業務を行っていた A から管理業務を引き継いだと主張し、A から別荘地内の土地を購入した Y らに対し、共益設備管理委託契約に基づき、予備的に事務管理に基づき別荘地内の管理費用を請求した。

〔判旨〕X は別荘地内の所有者の一部との間で、共益設備管理委託契約を締結しているので、別荘地管理業務を契約に基づく義務として行っているため、義務なく Y のために始めた事務の管理であるとは認められない。また、X は、Y に対し、共益設備管理委託契約を締結するよう求めたが、Y はこれに応じなかったものであり、X の行ってきた別荘地内の管理業務は Y の意思に反するものであるといえる。事務管理が本人の意思に反してされたときは、管理者は、本人に対し、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、有益費の償還請求をすることができるところ、X の管理業務によって Y が具体的な利益を得たとは認められないから、この点においても、X の主張する有益費償還請求権の存在は認められない。

⑤⑧ 東京地判平成 24 年 5 月 9 日 LEX/DB 25494207

〔事実〕Y は自らが事務局となって制作する映画について A と企画開発契約を締結した。映画の製作プロダクションである X は A の依頼を受けて企画開発業務の一部と制作準備行為を実施した。しかし、A の信用悪化により YA 間の映画の製作契約は締結されず、X は A から製作準備行為等に要した費用の支払を受けられなかったため、Y に事務管理に基づき費用償還請求した。

〔判旨〕X の行為は AX 間の請負契約に基づくもので、将来、XY 間に製作委託契約が締結されることを見込んで、義務なく本件映画の製作準備行為等を行ったものではないとして、事務管理は成立しないとした。

⑤⑨ 東京地判平成 24 年 9 月 12 日 LEX/DB25498298

[事実] X の子会社 A が Y にブライダル施設の工事を発注し、A はこれを B に賃貸した。その後、X は A の全株式を C に譲渡し、C に対し、ブライダル施設に関し瑕疵がないとの表明保証責任を負った。X は Y の工事に多数の不具合があり瑕疵修補費用を支払ったから、事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権を有するとして、請負代金債務との相殺を主張した。

[判旨] X は表明保証条項にしたがって、上記施設の利用者による使用に何らかの支障をきたすような瑕疵については修補する義務を負う立場にあつて、C あるいは B らの求めに応じて、自己の名で支払を行っていることから、これをもっぱら Y のためにする意思で行ったとみることは困難である。第一回、二回の工事費用の支出は、X と Y との間の合意によるもので、X が自己の事務をこえて「Y のために」した事務とみる余地はない。第三回の工事（本件訴訟提起後に実施）については、Y の C に対する費用負担の申し出などの事実から X が自身の事務を超えて Y のために支払った部分が一部存するものとみる余地があるものの、X が本件訴訟を提起した後は、Y において補修費用を一切負担しないとの意思が明示されていたから、X が工事費用を支払ったことが、「本人」たる Y の明示の意思に反すること、意思に反することを「管理者」たる X が認識していたことは明らかであり、事務管理は成立しない。仮に Y の工事に瑕疵があったとしても、瑕疵担保責任は除斥期間にかかり、Y に利得はない。

⑥⑩ 東京地判平成 25 年 7 月 17 日 LEX/DB25513938

[事実] X が Y 社を含む 7 社との間で本件地区の再開発に伴う企画、コンサルティング業務を受託する内容の業務委託契約を締結したとして、予備的に、X による企画、コンサルティング業務により、Y 所有地の価値が上昇したとして事務管理又は不当利得に基づき報酬相当額を請求した。

[判旨] 業務委託契約に基づく報酬請求権、商法 512 条に基づく報酬請求権は時効消滅した。X が第三者との業務委託契約に基づいて行った行為が、同時に Y に対する事務管理にも当たり、その報酬請求権が発生することがあるとしても、地区計画の変更のために費やした X の労力に対する代償は第三者との業務委託契約により支払われているものといえ、X に損失が生じていることを認めるに足る証拠はない。

⑥⑪ 東京地判平成 26 年 11 月 10 日 LEX/DB25522510

[事実] X が X の顧客 A に対する売掛債権につき譲渡担保権の設定を受けた Y らに対し、X が当該債権回収のために必要な作業を行い、そのための費用を支出したことを理由に、Y に対し、事務管理による費用償還請求、商法 512 条に

による報酬請求をした。

〔判旨〕 X がこのような作業を行ったことは、X が売主として A らに対して負う目的物引渡義務の履行にほかならず、X がこのような作業を行ったことをもって、義務なく Y のために事務の管理を行ったということはできないし、Y のために行為をしたということもできない。

㉔のような不動産仲介行為の非委託者に対する報酬請求事案については、裁判例の集積があるので、裁判例全般の傾向の中で㉔を見てみることにしたい。

「他人のためにする意思」を利他的動機として捉えると、第三者に対する義務を実施するという目的又は動機が存在するために、通常は「他人のためにする意思」を認めることができない。この意思が認められるのは、第三者の委任がなくとも事務を処理していた事案や、客観的には存在する義務の存在について錯誤していた事案など、ごく稀な場合ということになる¹。したがって、第三者との契約による仲介に事務管理に基づく商法 512 条の適用を認めているこの類型の裁判例を利他的動機で説明することはできない。もっとも、仲介行為による売買契約の成立のみで「他人のためにする意思」を認めているわけでもない。最判昭和 50 年 12 月 26 日民集 29 卷 11 号 1890 頁は、非委託者に対する商法 512 条に基づく不動産仲介手数料請求事件で、仲介行為による売買契約の成立でもたらされる非委託者の利益は反射的利益であるとした。反射的利益が帰属しても客観的他人の事務ではない。これに対して、㉔判決を見ると、「他人のためにする意思」を認定する際に引用された〈証拠〉は不明であるが、取付道路用地の物色、確保を本来 Y のなすべき事務としているので、これらを客観的他人の事務として「他人のためにする意思」を推定したと捉えることができる。反射的利益か否かの判断基準が問題となる。

利益擁護意思説の立場では、仲介者が非委託者の利益を行為の指針にしていた場合に「他人のためにする意思」を認めることとなる。したがって、第三者に対する義務が本人の利益を擁護することにあるなら、この意思を否定する必要はない²。事務処理者によって行為の指針とされていない利益を反射的利益と呼ぶこともでき、その場合、この基準は判例を補完することになる。仲介行為の内容は多様であり³、取引条件交渉では、第三者と本人の利益は必然的に対立し、本人の利益を指針として行為することはできない。これに対して、重要事項説明書の交付、売買契約締結への立会い、登記移転手続きのための司法書士の手配等では、委託者と非委託者の利益の衝突はない。これらの行為については、委託者から受取る手数料によって労務の代償が支払われたといえない場合、償還が問題になる余地がある。㉔事案でも、すべての行為は、所詮、委託者のために契約を成立させるための手段にすぎないとするのでなければ、取付道路

用地の確保行為自体は非委託者の利益に調整して行われる行為であるため、「他人のためにする意思」を認め得たと説明することが可能である。

利益擁護意思説は⑤⑥を含む仲介行為の裁判例における「他人のためにする意思」の認否の説明を可能にするが、取引条件交渉行為で仲介者が非委託者の利益を行為の指針にしていたとの認定は実際には容易ではない。上記最高裁昭和50年判決は、商法512条に基づく報酬請求権の発生には「客観的にみて他人のためにする意思」をもって仲介行為をしたものと認められることが必要であるとした。そして、その後の下級審裁判例は、仲介行為が双方の立場を尊重して行われたこと、あるいは非委託者の要望が実現されたこと等をもってその要件を充たすとしてきた⁴。しかし、非委託者の要望の実現によって、非委託者のためにする意思を認定することに対しては疑問が示されている。仲介者が非委託者の要望に応じて委託者から譲歩を引き出したとしても、委託者にとって譲歩してでも契約を成立させることが利益になると判断した結果にすぎず、非委託者のためとはいえないというものである⁵。この指摘は当を得ている。結果として、非委託者はそれだけでは当該行為が自己のためにする意思で行われたと認識することもできないため、報酬の支払いを覚悟すべきともいえないであろう。また、「客観的にみて他人のためにする意思」があれば報酬請求を認めるという判断は、委託関係を明確にして不動産仲介報酬をめぐる紛争を防止するという宅建業法34条の2の趣旨に反するとも指摘されている⁶。したがって、取引条件交渉の事案では、利益擁護意思という意味での「他人のためにする意思」の有無が償還請求の中心要件として機能しているものの、利益擁護意思の判断方法の点で償還請求を正当化できているとは言い難い。

⑤⑥判決は、結論としては、一般債権者の対価的負担のない利得を要件として不当利得による返還請求(転用物訴権と同旨)を認容した。⑤⑥の請求の可否を最終的に決するのは、契約相手方の無資力リスクを契約外の者に負担させられるかという契約関係自律性の問題である。契約相手方の無資力のリスクを契約外の者に転嫁する際には関係当事者の利益の比較衡量を必要とする。⑤⑥での、第三者の委任を受けた訴訟活動が、第三者の一般債権者Yのための事務管理ということはできないという認定は、客観的他人の事務からの推認、動機説、利益擁護意思説のいずれによっても説明可能であるから問題がない。しかし、損失を被る者と対価なく利益を受ける者の利益衡量により、請求を棄却すべきという結論に至った場合に、第三者に対する義務の存在を理由に、「義務なく」や「他人のためにする意思」を否定して請求を棄却するならば、実態を見えにくくするであろう。

⑤6、⑤7は同じ別荘地の管理に関わる事件である。⑤6判決では、「義務なく」と「他人のため」の要件がまとめて否定された。このように第三者に対する義務を理由に「義務なく」の要件を否定すると、「他人のためにする意思」を否定する場合と同じく一律の事務管理否定になる。しかし、⑥0では第三者との契約に基づく行為は同時に他人の事務管理にも当たり得ることを認めている。そして、⑤8、⑥1も「義務なく」の要件で事務管理を否定しているが、不成立の実質的な理由は同じではない。したがって、第三者に対する義務の存在を事務管理否定に直ちに結びつけることはできない。⑤7での事務管理不成立の根拠は、むしろ、管理行為が本人の意思に反するものであり、本人には利益がないというもう一つの理由にあったと見る方がよいであろう。⑤7は、第三者に対する義務に基づく行為の事案であるとともに、他人の物の保管・改良行為の事案であり、本来、本人の自由な決定に委ねられている領域への介入であるから、利益を押付けないという考慮が求められる。⑤6事件の方では第三者との契約関係は表に出ておらず、本人によって放置されていた別荘地の管理費用は、本人のための有益な費用ではないとして事務管理と不当利得を否定している。⑤7では管理行為によって抽象的な利益を受けたとしつつも、土地の経済的価値が管理業務によって支出した金額分だけ上昇したことの具体的主張がないとして不当利得返還請求も否定された。事務管理、不当利得ともに本人の主観に合致した利益若しくは現実化し得る利益が生じていたことを要件とすることにより利得の押付け防止を図り、請求の認否を決定している。

「他人のためにする意思」の要件だけを見れば、別荘の所有者の公衆用道路の維持管理や別荘地管理業務は委託者のみならずすべての所有者の利益にも調整されているといえ、利益擁護意思説からは非委託者である別荘地所有者のためにする意思を認めることも可能であったと思われる。管理しないことにより別荘地全体の荒廃を招き、治安が悪化する等本人の意思を尊重すべきではない事情があれば、事務管理が成立する可能性はある。そのような場合に、土地の価値の上昇という具体的な利益の証明を求めることなく、費用償還請求を認めるには事務管理が都合がよいということは考えられる。

⑤8も「義務なく」行ったものではないことを事務管理否定の理由とする。⑤5で見たとおり、第三者に対する義務でもって事務管理を否定する場合の実質的理由の一つは、契約関係自律性原則である。しかし、上記のとおり、⑥0は第三者との契約に基づく行為も同時に事務管理にも当たり得ることを認めただうで、事務処理者の労力に対する代償が第三者によって既に支払われていたという認定を経て事務管理を否定している。⑤8は事務処理者が契約相手方から報酬を受け取っていない事案であり、⑤5判決も引用する転用物訴権の判例⁷⁾に照らすと、

本人に利益が帰属しているといえるならば、「義務なく」ではないという理由で請求を棄却することは拙速に思われる。

⑤⑧の事務処理者 X は本人 Y に不当利得返還請求をしていない。⑤⑧の X 自身、Y に現存利益があるという認識はなかったかもしれない。しかし、映画製作の準備行為に対しては、Y は報酬を支払ってはならず、Y の映画の企画が不成立となったために、利得が消滅したと見るのであれば、不当利得の可能性もある。他方、事務処理者の映画製作行為は、注文者である Y に合わせられていたはずであるから、利益擁護意思説では「他人のためにする意思」は否定されない。「義務なく他人のためにする意思」のレベルで事務管理を否定しなければ、事務管理の場合、有益な費用は行為時を基準に判断されるので、その後の事情により利得が消滅したとしても費用の償還請求が可能になる。不当利得では現存利益なしとなるならば、事務管理には独自の存在意義が認められる。

⑥は、売掛債権の譲受人が債権を行使することができるよう、譲渡人が、自らの売主としての義務を果たしたという事案であり、これは譲受人（本人）の債権行使を可能にするための譲渡人の譲受人に対する義務といえるから、いずれにしても「義務なく」の要件を充たさず、事務管理成立の余地がない事案であった。

(イ) 公法上の義務に基づく行為

⑥② 東京地判平成 24 年 8 月 7 日 LEX/DB25496370

[事実] 医療法人 X が Y1 の診療を行い、Y1 に対し、診療契約に基づき、予備的に事務管理に基づき治療費等の支払いを求めた。また、Y1 の妻である Y2 に対して診療契約に基づき、治療費等の支払いを求めた。

[判旨] Y1 は意思能力があったと認められない。医師法上、X の医師には Y1 に対する診療義務があるので、「義務なく」の要件を充たさず、事務管理は成立しない。X と Y2 との間で診療契約が成立する。

⑥②では、診療が医師法上の義務であるために「義務なく」の要件が否定され、事務管理不成立となった。法律上の義務に基づく行為をした事案で、「義務なく」の要件は、義務を発生させる法規範を事務管理に優先させる機能を果たす。しかし、医師法 19 条 1 項の定める診療（応召）義務は、患者の生命・身体・健康の保護を目的とし⁸、診療後の費用支払義務の有無という医師（病院）と患者の私法上の関係を既定しているわけではない。したがって、医師法の趣旨から事務管理の成立を妨げる必要はない。

「義務なく」が未充足とされた結果、⑥②では「他人のためにする意思」要件

には触れられていない。利他的行為の促進を目的とする動機説では、義務付けられていれば当該行為へのそれ以上の誘因は不要であるために、「他人のためにする意思」を否定するという考えもある。しかし、DCFR は、事務管理によって利他的行為に誘因を与えるという目的志向を持ちながら、公共の利益となる救助給付の場合には公法上の義務であっても「他人のためにする意思」を否定せず、報酬請求権の付与という効果も加えて利他的行為への誘因を付与するという選択をしている⁹。当該行為が積極的に促進すべき内容であるか否かという判断を「他人のためにする意思」の要件に託すことはこの要件にとっては過重な負担である¹⁰。

利益擁護意思説にとっては、上記の医師法の目的が重要である。生命・身体・健康の保護が目的であれば、Y1 のためにする意思が問題なく認められるであろう。ただ、治療を受ければ成果に関わらず利得が認められるため、「他人のためにする意思」という加重要件が充たされなくても治療費の請求は可能である。⁶²では、妻との診療契約を成立させることにより報酬請求が可能であったから、事務管理を成立させる必要もなかった¹¹。

(ウ) 職務上の行為

公的機関の職務上の行為としては、次の⁶³の他に、自治体による産業廃棄物処理の事案（²¹名古屋地判平成 20 年 1 月 17 日、²²名古屋高判平成 20 年 6 月 4 日、²³福井地裁平成 29 年 9 月 27 日）があった。

⁶³東京地判平成元年 7 月 26 日 LEX/DB 22004173

〔事実〕 税務署職員が行う税務相談は納税者に対する関係で事務管理となるものであり、納税者の意思に従って税務相談に当たることを要するところ、X は税務相談での誤った教示に基づき法人税の確定申告を行ったとし、申告の誤りを修正するためにされた更生請求につき理由がないとする旨の通知処分 of 取消しを求めた。

〔判旨〕 税務相談は納税者から依頼を受けて行われるものであり、また、相談に応じることが納税者の事務を処理することになるとはいいい難いことからすると、税務署職員が税務相談に応じることが納税者に対する関係で事務管理になるとはいえない。しかしながら、申告納税制度を適正なものにするための補完機能として、税務署職員が税務相談事務に従事していることは公知の事実であり、右事務は税務担当職員の職務行為の一つと考えられるものであるから、公正かつ適正に処理すべき義務があるものと解するのが相当である。税務相談事務はあくまで相談に応じるという行為であるから、税務調査とは異なり、原則として相談者から提示された事実関係に基づき相談事項を検討すれば足りるものと

いうべきである。本件においては、税務相談事務上要求される職務義務に反したものとはいえない。

動機を考えれば、公的機関の職務上の行為では「他人のためにする意思」を認め得ないが、自治体による廃棄物処理の②①、②②、②③とともに、⑥③でもその点は問題にしていない。税務相談は納税者から依頼を受けて行われるものであることと、相談に応じることが納税者の事務の処理ではないということが事務管理否定理由にあげられている。しかし、後記(2)の契約不成立の事案類型では、相手方の依頼を受けて行ったから事務管理ではないという立場はとられていない。また、コンサルタント業務は他人の事務たることを否定されていない(⑥④)から、相談、助言を行うことが他人の事務の処理にあたらないとする見解も一般化できるわけではない。

相談者の依頼を受けて行われる場合、利益擁護意思説によれば「他人のためにする意思」が推測されるが、税務相談の目的は、②①、②②、②③同様、公共の利益の実現にあるという点で、本人の利益擁護意思があったとは認めがたい。

X は税務相談を事務管理とすることによって、Y の本人の意思に従って税務相談にあたる義務を生ぜしめ、X の直接の相談内容にとどまらず、X の事情を探索し、より踏み込んだ助言をする義務を導こうとしているようである。しかし、申告納税制度を適正なものにするための補完機能を果たすという税務相談の目的に照らして、具体的事情の下でどの程度までの調査を行うべきかが問われればよい。

(2) 契約不成立(契約交渉の挫折)

⑥④ 福岡高判平成2年3月28日判時1363号143頁

〔事実〕 医師であるY1・Y2親子が病院の建築計画を立て、Y1が設計管理業務を目的とする有限会社Xに設計を頼んだが、農用地であった敷地につき宅地転用許可を得られず、敷地の売買契約成立に至らず、建築計画を断念した。Xは建築主であるY2に対し、Y1を代理人として設計管理契約を締結したとして、予備的に商法512条に基づき報酬の支払いを請求した。

〔判旨〕 商法512条は、商人がその営業の範囲内で他人のために行為をしたときは、費用の償還請求の他、相当の報酬請求権を有することを定める。右行為には事務管理としての行為も含まれる。Xが行った建築設計行為は、委託ないし契約に基づくものではないとしても、他人であるY2の病院建築のために行ったことは明白であり且つXの営業行為に属することも明らかである。事務管理の要件としての「他人のためというのは実質的には他人の利益のためということであるが、しかし、その行為が結果として現実に他人の利益になったか否かは問題ではない」。Xの建設設計が無為に帰し、結果としてYらの利益に帰す

ることがなかったとしても、X が Y らの意思に反し又はそれらに不利なことが明らかであったのに、敢えてした行為でない限り、X の事務管理の成立が否定されるものではない。本件においては、Y2 からすべてを一任されていた Y1 が設計を依頼するような発言をし、交渉は 9 か月間続けられたこと、Y1 は過去 3 回の病院建築経験から、転用は可能であると考えて設計作業が行われることを容認していたと推測されること、また X が設計図書の作成に着手していたであろうことも当然知っていたと推測されるにも拘らず、反対の意思を表明したり中止を申し出るような行動に出なかったことなどに照らせば、本件設計行為が Y らの意思に則って、その利益のためになされたことは明らかであり、事務管理ひいては商法 512 条による報酬請求権の発生は否定しがたい。

⑥⑤ 東京地判平成 21 年 5 月 13 日 LEX/DB25462822

〔事実〕 X が、世界フィギュアスケート選手権大会の開催について、Y（日本スケート連盟）から、東京都及び東京都議会との交渉、調整業務、東京体育館の借上げ料値下げ交渉等の業務の委託を受け、委託業務を遂行したと主張して、主的に本件業務委託契約に基づき、予備的に商法 512 条に基づき、相当報酬額の支払を求めた。

〔判旨〕 商法 512 条にいう「他人のために行為をした」とは事務管理であってもよいが、事務管理の成立には「本人の意思に反し、本人に不利であることが明らかでないこと」を要する。X が政治献金を活動の手段として用いたことは、Y の意思に反することが明らかであり、商法 512 条の適用の余地はない。

加えて、X の活動が Y のために成果を上げたことを認めるに足りる証拠がない。X はもともとオリンピック招致活動に参加するために東京都の招致本部と交流をしていたのであり、このような経緯から X が行った活動は、オリンピック招致活動を進める東京都（ないしは X 自身）のための活動と言っても、Y のための活動といえるのかは必ずしも判然としない。

⑥⑥ 東京地判平成 22 年 10 月 6 日 LEX/DB25472843

〔事実〕 X1 建築設計事務所は、自らが宮古島にリゾートホテルを誘致する事業の総合プロデュース並びにホテルの設計監理業務及びコンサルティングを行い、投資家が出資し、ホテル建物および土地を所有し、X2 がホテルを経営し、A がホテルを運営するというスキームを考案した。X1 は、Y に投資家として事業に参加するよう提案し、X1 の仲介により Y が土地を取得したところ、Y が土地を取得したときは X らにホテルの設計監理等を委託する旨の合意が存在したにも拘らず、Y が委託契約の締結を拒否したとして、債務不履行に基づく損害賠償を求め、予備的に、商法 512 条に基づき、X1 が実施したホテルの基本設計等に

係る報酬の支払いを求め、更に契約締結上の過失の法理に基づく損害賠償を求めた。

[判旨] 本件スキームは、X1 が、将来、投資家との間で事業コンサル及び設計監理委託契約を締結し、相当額の報酬を取得することを目的として策定したものであり、本件事業計画書等も、顧客たる投資家を獲得するための資料として作成されたものというべきであるから、X1 が自己のために行ったものというべきであり、商法 512 条に基づく報酬請求は理由がない。ただし、Y は、X1 が本件スキームへの参画を前提として本件土地の売買を仲介していることを認識しており、かつ、本件スキームに参画する意思（少なくとも確定的な意思）を有していなかったにも拘らず、X1 に設計管理等を行わせられると思われるような態度を取っており、X1 はこれらの行為（不作為も含む。）によって、Y が本件スキームに参画し、X1 との間でホテルの設計管理契約等を締結するという信頼を与えられた結果、仲介契約を遂行し、同売買契約を成立させている。同契約を成立させることは、X1 として、本件スキームによって得られる履行利益を失う危険をはらむものであったことからすれば、Y の行為は、X1 との交渉を事実上拒否して X1 の上記危険を現実のものとしたことと相まって、信義誠実の原則にもとる行為というべきである。しかし、本件スキームの遂行によって得られる履行利益獲得のための先行投資費用は賠償すべき信頼利益ではなく、契約締結上の過失に基づく損害賠償請求は理由がない。

⑥7 東京地判平成 27 年 1 月 19 日 LEX/DB25524620

[事実] X が A らとの業務委託契約に基づき、A らと顧客との間の請負契約を成立させたことにより A らに対する報酬請求権を有していたにも拘らず、Y が A らと共謀して、上記顧客をして上記請負契約を解約又は不成立にさせた上で、Y が別途請負契約を成立させることにより、A の報酬請求権を喪失させたとして、Y に対し、不法行為に基づく損害賠償金を請求し、予備的に、Y 及び A らとの業務委託契約に基づき、又は Y のための事務管理により顧客との間の請負契約を成立させたとして、Y に対し、商法 512 条又は信義則に基づく報酬の支払いを求めた。

[判旨] X と A らとの間において黙示の業務委託契約が締結されたとする余地があるとしても、Y が A らと資本、役員構成及び業務内容において共通するなど密接な関連性を有する会社であるからといって、黙示の業務委託契約が締結されたと解することはできない。また、X は本件顧客との間で営業活動を行っていた当時、A らのために営業活動を行っていたとはいえるものの、X が Y の存在を認識していたにも拘らず、Y のために営業活動を行っていたと認められる客観的状況があったことを認めるに足る証拠がないことからすれば、X が Y あ

るいはYを含めた形でグループ会社のために営業活動を行っていたと認めることはできない。もとより、Yが本件顧客との間で本件各請負契約を成立させたことから、Xの営業活動の結果をYが享受したと評価する余地があるとしても、そのことから直ちに、Xの営業活動がYのために行われたものであるとか、Yのための事務管理が成立すると言うことはできない。

㊦東京地判平成 28 年 6 月 1 日 LEX/DB25536288

〔事実〕Xは、Yの運営するテーマパークのイベントの企画立案の依頼を受け、企画を立案し提供したとして、Yに対し、主位的に業務委託契約、予備的に商法 512 条に基づき報酬の支払いを求めた。

〔判旨〕Xが最初にYから依頼を受けて行った13の企画の立案については、Yにとって実現可能性のある企画が提案されるか否か明らかでないことにも照らすと、Xが自己の営業活動として行っていると認めるのが相当である。これに対し、Xが立案した企画のうち、本件企画については、Yが肯定的に評価し、様々な依頼をXに行い、立案作業を進めることを認めているといえる。そして、本件企画が実現することとなれば、Yにとって大きな利益となることが予想される。これらの事実を照らし、当初の13企画の立案作業の範囲を超えて、その後に行われた作業については、Xが自己の営業活動としてすると共に、客観的に見て、Yのためにする意思で行ったと認めるのが相当である。本件企画が実現に至らなかったことからYにとって無益であったとしても事務管理が成立することが妨げられるものではない。

㊦東京地裁平成 29 年 9 月 7 日 LEX/DB25539113

〔事実〕不動産の売買、交換、賃借及びその仲介を目的とする株式会社Xが、不動産の売買・仲介・賃貸借及び管理等を目的とする株式会社Yに対し、Xの媒介によりYが区分所有建物及びその敷地権を購入することができたにも拘らず、媒介報酬を支払わないと主張して、媒介契約又は商法 512 条に基づき、売買代金額の3%に相当する金額の支払を求めた。

〔判旨〕本件不動産の売却情報はEを介してXの代表取締役Aから提供されたものであり、Aの依頼を受けてV社のDが本件不動産の売り主O社のCと交渉をしたことにより、Yが希望する代金額で調整ができたものであるうえ、Aは、物件の内見をしたり、本件契約書や重要事項説明書の草案を作成するなどの契約締結に向けた準備を行い、重要事項説明と契約締結の場及び残代金の決済等の場にも立ち会い、本件売買契約の成立に尽力したと認められる。以上の点、取り分けYの希望する金額で本件売買契約が成立した点に照らすと、客観的にみて、XがYのためにする意思をもって媒介行為をしたものと認めるのが相当

である。したがって、本件売買契約の成立に尽力した X の行為は、Y のための事務管理と認めることができる。

第三者に対する義務で取り上げた⁽⁵⁶⁾、⁽⁵⁷⁾、⁽⁶⁰⁾でも主位的には契約関係が主張されている。契約関係が明確にされないままに実施された労務提供に、事務管理が適用されることは少なくない。利他的動機の優越を必要とするならば事務管理は成立しない事案類型であるが、わが国の裁判例は、契約締結意図があるという理由では「他人のためにする意思」を否定していない。⁽⁶⁴⁾での他人の家の設計は、他人から依頼されて初めて他人の家の設計、つまり他人の事務になるので、むしろ、契約締結に向けられた依頼があったことこそが「他人のためにする意思」の根拠になる。また、当事者間での契約が主張される事案では、事務処理者は行為を相手方の利益に合わせる義務を負っているはずであるから、規範的に利益擁護意思を判断すれば「他人のためにする意思」が認められる。少なくとも、利益擁護意思を推測させる事実となる。ただし、⁽⁶⁵⁾、⁽⁶⁷⁾、⁽⁶⁹⁾のように仲介や交渉が契約内容として主張されている場合には、当然に利益擁護意思を推測することはできない。

わが国における契約交渉挫折の事案を横断して見ると、以下のような特徴と検討すべき問題があげられる。

(a) 契約相手を勧誘するための先行投資費用については、償還請求が認められていない。「自己のため」の行為であるとして事務管理を不成立とする(⁽⁶⁶⁾、⁽⁶⁸⁾)にしても、信頼利益ではないとして契約締結上の過失に基づく損害賠償を否定する(⁽⁶⁶⁾)にしても同じである。契約締結前に行われた行為であっても、契約の締結後には、契約の履行行為に吸収される行為に要した費用でなければ、償還請求の対象とならない。区別は容易ではないが、⁽⁶⁹⁾の建築設計契約の場合、企画設計や概略設計か、通常有償契約の目的とされている詳細精密な設計かが重要である。本人にとって実現可能性がある企画の提案の前後で区別する⁽⁶⁸⁾も参考になる。

(b) 契約不成立の事案類型では、最終的に契約成立に至らず、結果としてそれまでに提供された事務処理が本人にとって無益となったことが、費用償還請求に対する抗弁として主張されることがある。無益となったから、法律構成として事務管理が選択されたとも考えられる。⁽⁶⁴⁾ ⁽⁶⁸⁾判決は、本人にとって利益になったことが事務管理の要件とはならないことを念押しして、事務管理を成立させている。不当利得との違いが意識されているのかは不明であるが、事務管理でなければ請求が認められないのであれば事務管理固有の適用領域ということになる。⁽⁶⁴⁾や⁽⁶⁸⁾では不当利得は成立するであろうか。建物設計契約の法的性質については委任契約説、請負契約説があるが、⁽⁶⁴⁾事案では、それ自体が有償契約の目的とされる設計図書が作成されていたのであるから、建設に至らなかつ

たからといって成果がないわけではない。また、病院の新築が断念されたことにより利得が消滅したと見ることもできるが、利得の消滅であるとしても、契約不成立の結果である。本人が設計を依頼した時点では、本人の意思に合致していたはずの支出が、契約の不成立が確定した時点では本人の意思に合致しなくなったという事態をどのように扱うべきかが問われる。

(c) 契約不成立事案への事務管理の適用が争われたドイツの相続人搜索の事案¹²で、BGH 判決は、契約の無効・取消事案と契約不成立事案を分け、前者では本人の意思と利益への適合要件を充たすのに対し、契約不成立となった後者ではこの要件が充たされていないために事務管理が成立しないとの理由付けを述べた。この区別に倣うと、事務処理者の行為が本人の依頼の下に進められているわが国の契約不成立事案では、事務処理開始時点での意思と利益への適合要件を充たさないとはいえない。しかし、契約交渉当事者間で契約が不成立になった場合に、常に事務管理者の行為時に焦点を当てて請求の可否を決定すれば硬直的な帰結を招くことになる。結局、本人の意思に合致しなくなったことにより行為が無益になるという変化をどのように扱うべきかという問題に収斂される。

(d) ドイツの相続人搜索事案では、当事者間の接触以前に事務処理が実施されており、私的自治に由来するリスク配分の観点からも事務管理は不成立とされた。わが国の裁判例の事案においても事務管理を認めるに際しては私的自治との関係が問題になるが、上記裁判例においては、当事者間に契約締結に向けた交渉関係が存在しているため、契約締結上の過失に基づく責任と契約自由の原則との関係をめぐる議論を借用して、事務管理を正当化できる可能性がある。事務管理と契約締結上の過失の効果を比較すると、事務管理では商法 512 条の適用により報酬請求が可能となるケースがあるのに対し、契約締結上の過失によれば、信頼利益の賠償請求に止まる。双方の法律構成で請求した⁽⁶⁶⁾では、前者で 2 億 8255 万円余、後者では 1 億 3567 万円余の請求をしている。この問題に対して事態適合的な解決方法が選択されなければならない。

(e) ドイツ学説では、無効な契約の処理に事務管理を適用することに対しては批判的見解が有力である¹³。その理由の一つは、不当利得による場合の非債弁済の規定が潜脱されるというものである。そのため、契約が成立しているとの誤解があったという事案では、債務不存在を知りつつ弁済したという非債弁済の要件を充たさず、不当利得でも返還請求が認容されるので、事務管理の適用により非債弁済の規定を潜脱するとの批判はあたらないとして、事務管理の適用に肯定的な学説が見られた¹⁴。しかし、わが国の上記裁判例を見る限り、契約に基づく請求をしてはいるものの、契約の成立を誤解していたといえる事案ばかりではない。ただし、債務の不存在を知りつつ弁済したとしても、不当利得の

類型論の成果を踏まえると、非債弁済の規定の適用は一方的給付に限定すべきであり¹⁵、いずれにしても、非債弁済規定が適用されることはないと思われる。

(3) 契約範囲外の実行

⑦⑩東京地判平成 24 年 7 月 31 日 LEX/DB25495589

〔事実〕X は、A から本社兼店舗の内装・設備工事を請け負い、本工事及び追加変更工事を完成し A に引き渡したとして、約定の請負代金及び追加変更工事代金の支払を求める訴訟を提起した。その訴訟継続中に A が破産手続開始決定を受け、その破産管財人 Y が X の届出債権に異議を述べたことから、X は、Y に対し破産債権を有していることの確定を求めた。

〔判旨〕X と A との間に追加変更工事の合意があったとは認められない工事については、事務管理の要件を満たしていると認められないから、X が Y に対し商法 512 条に基づく報酬請求権を有しているとは認められない。

⑦⑪東京地判平成 27 年 2 月 24 日 LEX/DB25523662

〔事実〕Y からマンションの新築工事を請け負った X が、Y との間で追加変更工事の合意をし、これを完成させたとして、商法 512 条あるいは不当利得返還請求権に基づき、追加変更工事にかかる請負代金の支払を求めた。

〔判旨〕Y の了承を得ずに行った工事を Y のための事務管理と認めることは困難である。一部不当利得に該当するものがあるとしても、Y は悪意の受益者とは認められないから、その利得の存する限度で返還する義務を負うところ、Y が販売予定価格を大きく下回る額で本件マンションを転売していること等に照らせば、利得が Y に現存することを認めるに足りない。

⑦⑫東京地判平成 27 年 7 月 31 日 LEX/DB25531274

〔事実〕Y らとの間で建物の新築工事に係る請負契約を締結した X が、同契約に係る工事に関し追加変更工事を行ったとして、Y に対し、請負契約又は商法 512 条に基づき、追加変更工事に係る報酬の支払を求めた。

〔判旨〕Y と請負契約を結んだ X が行った請負工事に含まれない工事について、必要不可欠であったことが客観的に明らかとは言えない。よって、X が商法 512 条により報酬請求権を取得したとはいえない。

⑦⑬東京地判平成 27 年 8 月 28 日 LEX/DB25532670

〔事実〕Y からビルの内装改修工事を請け負った X が、工事が途中で終了したとして、請負契約又は商法 512 法条に基づき、本工事及び追加変更工事に係る請負代金（出来高）等の支払を求めた。

〔判旨〕 契約範囲外の工事につき、本件建物を使用、収益するに当たり必要不可欠な工事は Y の事務であり、Y のために行うことが客観的に認められる。

いずれも契約で合意されていない追加工事が行われた事案である。契約関係が存在している以上、本人の意思を確認することが可能であるから、契約範囲外の工事を行う際には相手方の承諾を得なければならず、承諾を得ずに行った工事について、通常は報酬請求を認めることはできない。しかし、契約締結の合意はないものの、明確に拒絶されることもなく進められた工事が争いになる。請求の可否を決しているのは、契約目的を達成するうえで必要不可欠な工事であるか否かである。契約目的を達成する上での必要不可欠性が「他人のためにする意思」要件も、本人の意思と利益への適合あるいは介入の合理性も充足させる。契約目的を達成する上で必要不可欠な工事は、契約の解釈によって契約の範囲内に組み入れることも可能である。

(4) 無効な契約、解除された契約に基づく行為

㉦熊本地裁平成 24 年 7 月 18 日 LEX/DB25482504

〔事実〕土木工事の請負を業とする X が Y（相良村）との間で、村道廻谷線道路改良工事の請負契約を締結し、その後、工事内容を変更する旨合意をしたとして、本件変更契約及び本件代金増額合意に基づき代金を請求し、予備的に、商法 512 条に基づき、本件各変更工事の相当な報酬額として、また、Y は法律上の原因なく、本件各変更工事の完成という利益を受けたとして、不当利得返還請求権に基づき、同額を請求した。

〔判旨〕（工事請負変更契約に基づく請負代金請求）本件各変更契約及び本件代金増額合意は、Y 議会の議決（地方自治法 96 条 1 項 5 号、相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条によるもの）が得られたときに効力を生ずるとの条件が付されていたとの抗弁が認められる。（商法 512 条に基づく報酬請求）本件各変更工事の施工は、Y の意思に反しないものとは認められず、また、法律上承認しなければならないものとも認められない。そうすると、仮に、本件各変更工事の施工が X により事務管理として行われたものと認められるとしても、X に対し、商法 512 条に基づく報酬請求権を認めることは困難である。加えて、Y のような公法人が事務管理における「他人」となり得るのは、公法人の自由裁量の余地のない法律上の義務に属する事務に関してのみであると解されるところ、本件各変更工事の施工はこのような事務に当たるとはいい難いから、事務管理として行われたものと認められるのかどうかについても疑問がある。（不当利得返還請求）Y は本件各変更工事費用と同額の利益を受けた。したがって、不当利得返還請求権に基づく支払い請求には

理由がある。

㉞東京地裁平成 25 年 11 月 20 日

[事実] 賃貸マンションの経営を業とする X は、Y に対し、マンション管理業務委託契約を解除したことによる賃料敷金の返還、Y が入居者退室時の点検義務を怠ったことによる損害賠償を請求した。これに対し、Y は、本件契約の締結と同時に締結された学生マンション募集広告委託契約が X と Y の合意で遡及的に解除され、Y の入居者募集業務は、本件募集契約上の義務ではないことになったが、X のために本件マンションの入居者募集を行っていたことは事務管理に該当するとして、費用償還請求権との相殺を主張した。

[判旨] 本件募集契約は、合意によって遡及的に解除されているから、その間、Y が X のために有益な費用を支出したときは、X に対して事務管理に基づきその償還を請求することができる。

公法上の義務に基づく行為の事案類型で取り上げた㉞が契約の無効、㉟が効力不発生、㊱が解除の事案である。契約の無効の場合には、契約上の義務を履行する動機・目的で事務処理が行われているが、㉞、㉟では、「他人のためにする意思」とは別の要件で事務管理が否定され、この要件への言及がない。しかし、契約不成立の事案類型や解除の㊱判決から判断して、「他人のためにする意思」が否定されるわけではないであろう。解除の㊱においても、事務処理者による契約解除前に入居者募集は、主観的に契約上の義務を履行する意思で行われているが、「義務なく」も「他人のためにする意思」も妨げられず、事務管理の成立に至っている。

㊱事案では、本人の意思に反する等として事務管理は不成立とされたが、結論としては、本件各工事費用が利益であるとして、費用と同額の不当利得返還が認められている。そうすると、当事者間で合意した効力発生要件の未充足にもかかわらず、契約と同等の効力が発生し、合意に反する結果を生じる。㊱で争われた変更工事と 1200 万円余りの代金増額合意は、地方自治法 96 条 1 項 5 号によって議会の議決を要する契約には該当しない（地方自治法施行法 121 条の 2 別表 3）。が、これとは異なり、議決を要する契約につき議決を得ていない場合には、契約は私法上無効となる可能性がある。その場合、費用の返還によって法律の趣旨を潜脱することにならないかという問題が生じる。

㊱では、事務処理が本人の意思に反しないものとは認められないとされながら、本人の利得が認められている。これに対し、契約当事者間で合意のない追加工事が実行された㊱㊱㊱を見ると、㊱では現存利益が否定され、㊱㊱では不当利得による請求はなされていない。不当利得においては、工事の客観的市

場価値が当然に利得となるわけではなく、⁽¹⁴⁾では、道路という有形物が残り、利益が現実化されていたという事情が重要であったと考えられる。

第4章 検討

以下では、まず、わが国の裁判例を素材として、事務管理以外の制度では求償できず、事務管理でのみ償還請求可能であるという事案、事務管理の適用が独自の解決をもたらす領域を確認する。いずれの法律構成であっても同じ結論が得られるという場合には、その求償の可否を決定している実質的な要件を抽出する。続いて、ドイツ学説も参考にしつつ、わが国において事務管理が固有の解決をもたらす事案類型における「他人のためにする意思」の内容と判断基準を検討する。

1 事務管理と他の求償制度との異同、各事案類型における中心要件

(1) 他人の義務の履行（求償利得）

金銭債務の弁済の事案では、弁済が債務者の意思に反せず、あるいは債務者の意思に反することを債権者が知らず、第三者弁済が有効となる場合、弁済者に「他人のためにする意思」があれば事務管理が成立する。「他人のためにする意思」がなくとも、求償利得による返還請求権が発生する。金銭債務の弁済のための支出と債務者の利得額は通常一致する。「他人のためにする意思」は重視されず、本人の債務の存在と事務処理者の支払いによる債権者からの解放が請求権の成否にとって決定的である。共同相続人の一人がした被相続人の債務の弁済や、相続財産の管理費用の立替払い等比較的多く現れた事案がここに属する。不法行為被害者の親族や雇用主が治療費や休業中の給料を支払った場合にも、それによって加害者が不法行為による治療費や休業損害の支払義務を免れれば、求償利得で支払った費用を加害者に請求できる⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。親族等が被害者の治療費等を肩代わりしても、加害者の賠償債務に影響しない場合には、加害者の事務を処理したとはいえず、加害者に利得もなく、事務管理も不当利得も成立しない。夫婦間、親子間の金銭債務の履行で事務管理が否定されるのは、本人の債務を履行すること自体が事務処理者の扶養義務に含まれ⁽⁴⁾⁽⁹⁾⁽¹⁶⁾、あるいは贈与の即時履行として「義務なく」でない⁽⁵⁾からであり、この場合、求償利得も成立しない。

金銭債務以外の契約上の義務の履行の場合も、求償利得として返還請求することができる。しかし、金銭債務以外の場合には、事務処理者の支出と本人の利益は必ずしも一致しない。事務管理と不当利得の請求内容の異同に関しては、次の(2)(イ)で検討する。

(2) 他人の物の保存・改良行為 (費用利得)

他人の物の保存・改良による利益は通常は物の所有者に帰属するので、利得が現存している限り、費用利得として返還請求することが可能である。また、当事者間に占有者所有者関係(196条)、賃貸借関係(608条)があれば固有の費用償還規定が用意されている。

(ア) 事務管理と不当利得の成立要件の異同

事務管理は不当利得とは異なり、成果非依存で成立する。しかし、利得を利得移動したものの客観的市場価値と捉えたと、成果非依存で報酬が支払われる行為については、成果に拘らず報酬に相当する利得が認められる。契約上成果依存の行為で成果がなかった場合には利得が認められず、事務管理のみが成立するが、事務管理のために事業者と契約を締結した事務管理者は、事業者には報酬を支払う必要がないため、償還請求すべき費用は発生しない。また、事業者が事務管理を行った場合も成果がなければ報酬請求をすることはできない。したがって、事務管理に固有の意義があるのは、費用償還請求についていえば、成果依存行為に成果がなく、実費の償還請求をする場面ということになる。

他方で、他人の物に対する出捐ではないが、事務管理の成立を成果に依存させているように読める裁判例もある。成果を事務管理の成立根拠とするもの(52)、成果がないことを事務管理の否定根拠にし、成果があれば事務管理の成立もあり得るというニュアンスを示すもの(49)(50)(55)がある。このうち49)(50)(52)には、事務処理者の行為が裁判所に対する申立て、訴えに属するという共通点がある¹⁶。52)では、事務管理者によるマンション管理者の解任請求が認容され、管理者の不正行為の存在、訴訟提起による管理組合の利益が確認されているが故に、「他人のためにする意思」の認定につながったといえる。また、相続人の一人が自らの遺留分減殺請求権を行使する目的で被相続人の後見開始申立てを行い、他の相続人に対する費用償還請求を行った47)でも、申立てが却下されていれば、「他人のためにする意思」を認めることはできなかったのではない。ここでは、「他人のためにする意思」よりも、成果の存在若しくは成果によって確認された行為の合理性が実質的要件のように思われる。

成果を実質的要件として事務管理を認定する場合、不当利得も成立する。効果の異同については、(イ)で扱うが、47)(52)についていえば、不正行為を行う管理者の解任や後見人の選任により、本人の財産が保全されたとしても、不当利得で請求できるのは損失者の損失の限度であるから、事務管理と不当利得で請求内容に変わりはない。

(イ) 有益費と利得

事務処理者が支払いを求めることができる有益費と利得に違いが生じるかについては、利得の捉え方、現存利益の意味にかかる。利得移動したものの客観

的価値を利得とする見解では、市場価値が返還される。事務管理の有益費は、事務処理者の支出時を基準として客観的利益に適合する出捐額であるから、この見解では、事務管理と不当利得での償還額には変わりがないといつてよい¹⁷。利得を経済的な差額で捉える見解（差額説）では、物の価値の増価額が利得となり、出費の節約として支出額が差額と捉えられる場合以外は、支出額とは一致しない。しかし、占有者の有益費の償還を定める 196 条 2 項でも、所有者の選択に従い、支出額または増価額の請求が認められていることから、物の価格の増加が現存し、支出額が増価額を上回らない限りは、支出額の請求が認められるであろう。

そうすると、利得が現存している場合、利得移動したものの客観的価値を利得とする見解では、あえて「他人のためにする意思」を要求して事務管理を成立させる必要はない。ただ、労務による利得とは何かについて実務上揺れがある中では、差額ではなく支出額で請求ができる事務管理を主張することには実用性が認められる。もっとも、不当利得の成否についても判断した裁判例を見ると、事務管理が否定された⑥、⑦では、増価の立証がないとして、不当利得返還請求も否定されたのに対し、美化された壁や建設された道路が現存し、かつ、本人にとっての利益の現実化を認めうる⑧、⑨では費用と同額の利得返還が認められている。これらの裁判例からは、利得が現存し、利益が現実化されている限りで、実務上、不当利得でも費用を利得として償還請求できると読むことができる。

加えて、事務管理が成立した場合にのみ、本人から管理者に対する義務が発生するという違いはある。

（ウ） 利得の消滅

不当利得は、利益の存する限度においてのみ成立するため、利得が消滅した場合には事務管理と異なる結論に至りうる。しかし、ドイツの学説においては、ヤンゼンが、本人の意思と利益に合致した事務処理であれば出費の節約となり、利得は消滅しないとして、事務管理と不当利得の同期を主張していた。これに対し、本人不在中の事務管理では、事務処理者による事務管理がなくても本人が支出していたとはいえないため、出費の節約は認められないとの異議が唱えられた¹⁸。想定されているのは、台風の接近前に不在の隣家の屋根を修理したが、屋根が台風で吹き飛んでしまったというような事案である¹⁹。本人が不在でなければ屋根を修理していたであろうことをもって本人に不利益を負担させる評価については見解が分かれると思われるが、出費の節約は、当該支出の本人の仮定的意思への合致のみを根拠に支出を本人の負担とするものではなく、差額説の論理にしたがって、事務処理者による支出がなければ本人が行っていた支出を本人に負担させるものである。それ故、実際には支出し得なかった本人

に、無駄になった費用を負担させる根拠を出費の節約で説明することは困難であると思われる。もっとも、出費の節約の認定にあたり、本人の具体的事情が捨象されることがないわけではない。ドイツの Flugreise 事件²⁰では、航空機に無賃搭乗した未成年者が自ら支出して搭乗していたとはいえないものの、出費の節約がないと主張することは許されないと考えられている。しかし、当該未成年者の利得は侵害利得であり、利得の押付けとなる費用利得の場合の評価は異なる。そうすると、物理的に利得が消滅した場合には、不当利得とは異なり、事務管理でのみ費用の返還が認められるという事態は存在するであろう。

続いて、費用利得では、利得を客観的価値で捉えることによって利得の押付けになる可能性があるため、利得が物理的に消滅した場合のみならず、利得が本人の財産計画に合わないものであった場合にも利得の消滅と扱うことで利得の押付けを回避しようとしている。いったん生じた利得が消滅するのではなく、はじめから利得が消滅しているという点で、利得の消滅の特殊な場合にあたる²¹。②のような土地の開墾を例にとれば、本人が開墾するつもりがなかった土地が開墾されても、本人が物の価値の増加から利益を現実化していなければ利得の消滅と扱われる²²。また、利得を客観的価値ではなく、主観的価値で捉える見解が費用利得でもたらす結果も同じである。利得についていずれの見解に立っても、当該支出が利得者の財産計画に合致した場合にのみ、返還請求を認めるという結論に至る²³。

事務管理において利得の押付け回避は、まず、本人の意思又は利益に反することが明らかでないという成立要件で図られる。意思に反することが明らかでなかったが、意思に反していた場合には「現に利益を受けている限度」での償還請求となる。この際、本人の財産計画に反する場合に利得の消滅と扱われるならば、不当利得と同じである。仮に、702 条では、増価があれば財産計画に合わず、現実化されていない利益であっても償還されると解する場合には、「他人のためにする意思」にはそのような効果を正当化する意味が込められなければならない。

対象裁判例において現存利益なしとされたのは契約交渉挫折の事案であり、本人の財産計画に合わなくなったことを原因とする利得の消滅といってよい。この類型の事案では、当初から事務処理が本人の意思に適合しなかったわけではなく、当初は本人の意思に適っていたが、後に合わなくなったという点に特徴を有する。(3)で考察する。

(3) 契約不成立

契約不成立の事案は、商法 512 条の適用の前提として事務管理が主張されていることもあって、事務管理の成否が争われる一事案類型を形成している。こ

の事案類型において、契約が成立しなくとも、本人に現実化できる利益を残せば不当利得返還請求が可能である。この類型では、当初、本人の意思と利益に適っていた事務処理が、本人の主観に合致しなくなったことにより行為が無益になるという変化をどのように扱うべきかが課題であった。これは、事務管理では、行為時に本人の意思と利益に合致していた行為が、その後に合致しなくなった場合にも有益な費用といえるか、不当利得では、当初は本人の財産計画に適っていた事務処理が契約不成立によって無益になった場合、利得の消滅と扱われるかという問題になる。しかし、上記のとおり「利得の消滅」概念は利得の押付けを回避する観点から柔軟に解されており、返還を認めるべきか否かの評価が先行しているといえる。契約が最終的に成立しなかったことによる損失の負担のあり方について、事務管理と不当利得で評価が異なることはないであろう。事務管理では、行為時に本人の主観でテストするために常に費用償還が認められ、不当利得では契約不成立時の現存利益で判断するため、常に返還請求が認められないという画一的な処理は、個別事案の妥当な解決に資するとも思われない。

この問題に対処するための理論として展開してきたのが、契約締結上の過失理論である。契約締結上の過失責任は、通説・判例においては、相手方に対する信頼の惹起と信頼の裏切りにより根拠づけられる²⁴。事務管理と信義則によって根拠づけられる契約締結上の過失責任とは適用領域を異にし、事務管理は契約成立の信頼を惹起したか否かに拘らず適用される。他方、積み重ねられた合意の効果として契約締結上の過失責任を根拠づける契約の熟度論²⁵は、本人の依頼の下に事務処理が進められ契約不成立に至った事案において、契約不成立にも拘らず、事務管理の適用により契約類似の効果を発生させることの正当化にも寄与する。

事務管理と契約締結上の過失理論の効果面での違いを比較すると、事務管理を前提として商法 512 条による報酬請求が認められれば、契約締結上の過失に基づく信頼利益の賠償よりも請求者には有利になる。もっとも、事務管理の要件を充足するにすぎない行為に商法 512 条を適用することには疑問がある²⁶。少なくとも、報酬が認められるためには、被請求者が報酬請求を覚悟すべき立場にあるという加重要件の充足を必要とする²⁷。費用に限ってみると、事務処理者が善管注意義務を尽くして有益と判断した費用と契約締結に対する正当な信頼により支払った費用は同等であろう。事務処理者の義務にしても、契約交渉関係がある場合には、信義則上の義務で対処することができるため、契約交渉関係にない事案と比べても、事務管理を成立させる必要性は薄い。

熟度論の発想で契約類似の効果を得心することについてどのように考えるべきかが問題である。積み重ねられた合意を法的効果の発生の根拠とすることは、意

思理論との連続性を保っているという点で受け入れやすさがある。仲介、建築設計など契約関係を明確にしないままに事務処理が開始される契約実態がある場合に、契約不成立リスクを一律に事務処理者に負担させることは妥当でなく、事務管理は、信義則違反以上に柔軟な解決に道を開く可能性がある。しかし、主位的請求である契約を否定して事務管理を認める不動産仲介交渉事案群では、委託関係を明確にして不動産仲介報酬をめぐる紛争を防止するという宅建業法の趣旨に適った解決が目指されるべきである。また、不動産仲介交渉以外で事務管理を認めた⁶⁴、⁶⁸は信義則違反を認め得る事案であった。上記裁判例の限りでは、各自が契約不成立のリスクを負担するという原則から出発したうえで、帰責性に基づいて損失を移転する余地を残す契約締結上の過失理論による処理が妥当であると考ええる。

(4) 第三者に対する義務に基づく行為

事務管理否定例の中には、第三者に対する義務から即「義務なく」や「他人のためにする意思」を否定するものがあるが、このような説明が成り立たない事案もある。第三者に対する義務に基づく行為の事案の内容はさまざまであるが、事務処理者の行為が第三者に対する義務であることの特色といえるのは次の点である。

(ア) 第三者の利益と本人の利益の衝突

事務処理者は第三者と本人双方の利益に合わせて事務処理を行うことができないという理由で、事務管理から除外されうる。「他人のため」といえるためには、最低限、事務処理を本人の利益に合わせて実施する意思が必要であるということは、「他人のためにする意思」を利益擁護意思と捉える説はもちろん、利他的動機と捉える説にとっても共通認識となっているといっていよい²⁸。第三者と本人双方の利益に合わせて事務処理を行うことができないという典型例は、仲介行為、交渉行為である。対象裁判例の中で⁵⁵、⁵⁹、⁶⁰、⁶¹では契約外にいる本人の利益は行為基準とはなっていない。これらの事案では、利益擁護意思の不存在をもって事務管理から除外することができる。

しかし、第三者との契約があっても本人の利益を行為基準とすることが可能な場合もある。⁵⁴、⁵⁶、⁵⁷、⁵⁸では、双方の利益に合わせて行為する意思を認め得る。⁵⁶、⁵⁷は別荘地内道路の管理行為であるから、事務処理者は契約の締結を目論んでいたすべての別荘所有者の利益を行為基準としていたと考えられる。事務管理が否定される理由は、利益の押付けの有無である。⁵⁸の原告である映画の制作プロダクションXは、本人Yの利益のために映画製作準備行為を実施しているAの下請けとして動いていたのであるから、Yの利益擁護はXの義務である。このような事案では、第三者に対する義務の履行であるという

だけで利益擁護意思を否定する必要はない。第三者との契約に基づいて行われた事務処理行為が本人にとって支出利得に当たるなら、後記 3 で検討するところと同じになる。

(イ) 契約関係自律性の原則

この事案類型のもう一つの特色は、事務管理を適用することによって、契約の相手方無資力のリスクを他人に転嫁すべきではないという契約関係自律性の原則²⁹⁾に抵触する場合があるということである。これも、すべての事案に当てはまるわけではない。別荘地内道路の管理行為^{⑤⑥}、^{⑤⑦}では、事務処理者は管理契約の締結に応じた報酬を第三者から得られなかったわけではなく、本人の割当て分に対応する報酬の請求をしたと思われる。その場合、無資力リスク転嫁の批判は当たらない。^{⑥⑧}では、第三者からの支払いによって、事務処理者の労力に対する代償は尽くされていたと認定されている。上記裁判例の中では^{⑤⑤}と^{⑤⑧}のみがこの原則にかかわる。^{⑤⑤}では利益擁護意思を認め得ないため、上記(ア)の点ですでに事務管理ではない。第三者との契約の存在を理由として「義務なく」の要件を否定し、事務管理を否定した^{⑤⑨}は、契約関係自律性の原則を適用した事案とみられる。しかし、第三者との契約関係が存在する他の事案に及ぼす影響を考慮すれば、「義務なく」や「他人のためにする意思」の否定で請求を否定することは拙速である。

第三者との契約関係のみをもって事務管理を否定しないとすると、^{⑤⑨}の X は、第三者との契約上の義務に基づき本人のための事務処理をしているので、利他的動機はないものの利益擁護意思を認め得る。ベルクマンは、この問題に対して、まず、事務処理者が第三者の履行補助者であるか独立した事務処理者であるかを区別し、前者であれば現実に行っていた事務処理者に第三者から独立した地位を認めず、事務管理者になる余地はないとした。後者では、事務処理者が排他的に第三者から報酬を受けるという合意がある場合に、事務処理者の本人に対する贈与意思が認められ、費用償還請求が封じられるとする。無資力リスクの正当な配分の問題は、贈与意思の有無を規範的に判断するという手法で組み込まれる³⁰⁾。

このような事案における無資力リスクの正当な配分にかかる評価を、わが国の判例から掘り出すならば、下請負人が建物建設工事を途中まで施行したが、元請負人が倒産し、下請負人が注文者に建前の所有権を失ったことによる償金請求をした事案で、下請負人は、注文者との関係では、元請負人のいわば履行補助者的立場に立ち、元請負人と異なる権利関係を主張し得ないとした最判平成 5 年 10 月 19 日民集 47 卷 8 号 5061 頁がある。^{⑤⑩}の X の請求内容は異なるが、X は A の下請業者と位置づけられているので、A が Y に報酬請求権を有しない場合に、X が Y に対して A の頭越しに報酬を請求することはできないとい

うことになる。AのYに対する請求については、(3)で検討した内容が当てはまる。AとYの間で映画製作契約が締結される予定であり、Aが先行して準備行為を実施していることをYは認識していたが、結局契約が締結されず、Yにとっては無益な行為となった。当初はYの意思と利益に合致していたが、後にそうではなくなった事情を考慮しなければならない。当該事案ではAの信用悪化によってAが映画の製作業からはずれることになったという事情から、Yの信義則違反は認められず、AからYへの請求は認められなかったものと思われる。AからYへの請求が認められる場合、Xによる代位行使が可能であるが、それができない以上、Xも請求することはできないとするのが妥当であろう。ただ、最高裁平成5年の事案では、注文者が建物の代金を元請負人と建物を完成させた別の建設業者に支払っており、下請負人の請求を認めれば、注文者が二重払いを強いられることとなった。この点は、⑤⑧の注文者とは利益状況が異なる。

契約相手方の無資力リスクの配分にかかわるもう一つの判例が、⑤⑨で引用された最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁である。修理業者がビルの賃借人との間でビルの改修契約を結んだが、賃借人が無資力となったために請負代金債権を回収できず、ビルの所有者に不当利得返還請求した事案で、最高裁は、所有者が対価なしに利益を得たという要件で不当利得返還請求を認めた。⑤⑨でYに二重払いの負担がなく、対価のない利益が認められるならば不当利得返還請求の余地がある。しかし、最高裁平成7年判決の事案では、ビルの改修工事によるビルの価値の増加があり、ビルの賃貸人である所有者にとってその利得が現実化されていたといえるのに対し、⑤⑧のYは、映画の製作準備行為に対しては出捐を行っていないものの、AとY間の企画は不成立となっており、Yにとっては無益な行為となっていた。このような場合に、AとYの契約、AとXの下請契約を無いものとして³¹、XとYを向き合わせ利得を考えるならば、Yの利得は支出利得であるから、Yにとって利益が現実化されていないかぎり、Xの不当利得返還請求を認めることはできないとの結果になるのではないだろうか。

ベルクマンは無資力リスクの正当な配分を事務処理者の贈与意思の判断の中で行うことで、私的自治の思想による過度に制度化された処理、つまり契約関係自律性の原則による一律の事務管理の排除を避け、事案に適した解決が得られるとする。しかし、「義務なく」「他人のためにする意思」の中に無資力リスクの正当な配分を埋め込むことと同様、贈与意思要件の中に規範的評価を詰め込むことも、実態を見えにくくする。わが国の判例上、本人に対する請求には、少なくとも本人の対価なき利得が要件とされているため、本人からの償還を求めるには、事務管理よりも不当利得構成が適する。

(5) 契約の無効・取消し（給付利得）

契約の無効・取消しの場合にも、他人に利益を帰属させる意思と利益擁護意思は否定されない。しかし、無効原因があったにも拘らず、契約締結時の本人の意思への合致をもって事務管理を成立させ、有効な契約と同等の結果を招来させることに對し批判があった。とはいえ、不当利得による場合も、事務処理契約では労務自体の返還は不可能であり、有益費用に相当する労務の客観的価値が返還されることとなれば、契約が成立した場合とほぼ同じ結果となる。この場合も、事務管理の場合と同様の批判を受けることになる。したがって、「他人のためにする意思」要件を利他的な動機に限定することで事務管理を否定し、費用償還請求を否定しても問題は解消しない³²。さらに、無効の趣旨が潜脱されるという問題が生じるのは、事務処理契約に限ったことでもない。売主の詐欺によって締結された売買契約が取り消されたが、目的物が買主の下で滅失していたという状況でも、買主が目的物の市場価値の価額賠償をしなければならないとすると、やはり、市場価格で売買契約したのと同じ結果になる。無効の規定の趣旨の潜脱は、価値賠償しかできない労務提供契約で先鋭的に表れるものの、無効な契約に共通の検討課題である。平成 29 年の民法改正で、契約の無効・取消しの効果として原状回復義務を規定する 121 条の 2 第 1 項が新設され、利得消滅の抗弁が排除されることが明らかとなった。今後は、この規定の解釈として検討されるべきこととなる。

2 「他人のためにする意思」の内容

上記判決中、事務処理者が事務処理を行った動機や目的への言及があるものは少なく、肯定事案は①③④④⑦、否定事案は④⑤②⑤③③③⑥⑤である。このうち第三者に対する義務、契約不成立、契約無効の事案類型に入るのは契約不成立の⑥のみであり、これらの事案では利他的動機を云々することは困難である。この分野でも事務管理を成立させるわが国の裁判実務を利他的動機で説明することはできない。しかし、これらの事案については、上記の法律構成でふさわしい解決を得られるとすれば、「他人のためにする意思」を利他的動機に限定するという選択も可能になる。以下では、1、2 で確認してきた事務管理固有の意義を踏まえて、求償利得、費用利得に相当する事案類型での「他人のためにする意思」要件の内容を検討する。

(1) 利益が現存する場合

(ア) 他人の義務の履行（求償利得）

金銭債務の弁済による求償利得では、本人の義務の消滅が費用＝利益の償還を基礎づけるため、動機の優越を求める必要がない。また、①事件の事務処理者のように、自らの得意先に債権の満足を得させることにより取引先を確保し

たいという動機があったとしても、実施方法には影響しないため、利益擁護の意思の有無は問題にななくてよい。これに対し、金銭債務以外の義務の弁済の場合、本人の義務の履行方法はさまざまであるため、履行方法において本人の意思と利益に従う意思が認められなくてよいかが問題となる。しかし、実施方法を本人の利益に合わせる意思がないために、本人にとって利益にならない場合には効果で調整される。賃借人が賃貸人の義務を履行した⑪では、管理行為の出捐額が本人の意思又は利益に反するとして702条3項を適用したが、有益な費用を限定することでも同じ結果となる。したがって、この類型では、他人の義務であることを認識して義務を履行していれば、「他人のためにする意思」を推定してよい。

(イ) 他人の物の保存・改良行為（費用利得）

本人に現存利益があっても、事務処理者が自己の物と主張していた場合には「他人のためにする意思」を認め得ない(⑫, ⑬)。事務管理の成立要件の充足をめぐり、本人側からは、実施方法が本人の意思又は利益に適合していないという反論が提出されるが、労務の客観的価値を利得とする見解に立てば、請求時点で利得が現存し、本人にとって利益が現実化されている限り、費用での不当利得返還請求が可能であり、事務管理を成立させても不当な結果となるわけではない。利他的動機の優越や利益擁護意思を現実に認定できなくてもかまわない。

ところで、事務処理費用と事務処理行為の客観的価値が近似するのは、事務管理者が事務処理を専門業者に委ねた場合や、事業者である事務管理者が報酬の償還を求める場合である。これに対し、事務管理に要する実費は、当該労務の客観的価値よりも低額であることが多い。そうすると、事務処理者が客観的価値で不当利得返還請求をするのに対し、本人が、ロヤールのいう「本人は、費用の賠償の代わりに出捐を保持してよい」という事務処理者の目的決定を「他人のためにする意思」として主張立証することにより、償還の範囲を支出額に留めることは可能であろう。

以上の記述は、費用償還の効果についてである。相続人の一人による相続不動産の管理の場合も、共同相続人の義務であり、成果がないという事態がほとんどないため、事務管理を否定しない裁判例が不当ということはない。しかし、共同相続人らの利益は管理の実施方法に関して必然的に一致しているわけではなく、不動産の管理を行った相続人が回収した賃料を自己使用せず、預金していたとしても、他の相続人の意思を確認する努力をすることなく、不当利得返還請求訴訟を起こされるに至っているという状況の下では、利益擁護意思があったとは推測できない³³。このような場合も、成果依存で管理者の管理費用償還請求権を成立させるとしても、本人に帰属する受領物の保持を正当化する効

果まで発生させる根拠はなく、本人は事務処理者を悪意の受益者として賃料の利息を請求してよいと考える。

(2) 現存利益がない場合

成果依存の事務処理に成果がない場合、利得が消滅した場合には、事務管理と不当利得の効果は異なる。したがって、「他人のためにする意思」は、現存利益がない場合の費用償還請求を根拠づけるための一内容である必要がある。事務管理の引受けが優越する利他的動機に基づく場合に、事務管理の引受けの本人の意思への合致という要件を加えて、現存利益の有無に拘らず、費用償還請求を認めるというのは事務管理の典型であり、DCFR で採用された立場でもある。利他的動機の優越を判定できる限り、この評価は受け入れられているといえるが、わが国の上記裁判例において動機の優劣を判断したものはない。

事務処理を本人の利益に合わせて実施する意思が事務管理の必要条件であることは、利他的動機説によっても共有されていた。とはいえ、自己あるいは第三者の利益を図ることを動機とする引受けであるが、実施にあたっては本人の利益を基準としていたという場合に同じ効果を継ぐことができるかは問題である。上記裁判例においては、契約不成立の場合を除いて、このような効果を認める必要性を示す事例はなく、評価は困難であるが、次のように考えたい。

他人の物に対する出捐に基づく費用償還にかかる規律としては、196 条がある。占有者所有者間の費用償還では、通常、占有者は優越する利他的動機も、利益擁護意思も有していない。このような占有者に対しても、しかも、悪意であっても、必要費については支出額の償還が認められることから、必要の事務管理の場合には、事務処理者に自己（又は第三者）の利益を本人の利益に劣後させる意思があることは、現存利益なしの不利益を本人に負担させる拠所になりうる。他人の利益に自身の利益を劣後させる意思が認められることは、優越する利他的動機があることの徴表といえることも、DCFR、わが国の裁判例が、動機の優劣の判断基準を提示できていない中では、利益擁護意思説を支持する一つの理由になる。利益擁護意思を「他人のためにする意思」とすることで、契約不成立、契約無効の事案類型でも「他人のためにする意思」が認められ、不適切な結果をもたらすことが批判されるが、これらには契約制度を補完する契約締結上の過失、給付不当利得を優先して適用することで妥当な解決が得られる。以上の点から、利益擁護意思が現実存在することが認定されるならば、成果に拘らず、費用償還請求を根拠づけられると考える。

利益擁護意思も内心の意思であるから、間接事実から推測するほかない。本人への通知や本人の指図を得る努力がなされていなければ、利益擁護意思を認めがたい。自己や第三者の利益が事務処理を引き受ける動機であっても、それ

らの利益が実施方法の基準とはならない利益である場合には、事務の性質上本人に利益が帰属することをもって利益擁護の意思が推測できる。立法者が事務管理の例としてあげた、債権者が債務者の不在中、債務者の財産を管理したという例³⁴も、利他的動機の優越は不明であるが、債務者からの債権回収という債権者の利益は債権者が行為を合わせる基準ではなく、債権者の利益擁護意思を認め得る事例といえる。

他方、有益費については、196 条 2 項も増価を前提とした償還しか認めていない。出費の節約によっても不当利得では認められない費用の償還を、利益擁護意思と推知しうる本人の意思で正当化することは困難と思われる。

(3) 本人の公法上の義務の履行

他人のためにする意思を利益擁護の意思とすると、本人の公法上の義務を公的機関が実施した事案 (㉑㉒㉓) で費用の償還を認めた結論は妥当であったものの、「他人のためにする意思」は認められない。行為基準は当該法律で据えられた目的にあり、本人の利益ではないからである。このような事案で成果非依存での費用償還請求を認める場合には、本人の義務の履行の緊急性、必要性を要件とすべきである。DCFR は、本人の私法上の義務についてであるが、本人の義務を履行する行為について、履行期が到来し、履行が優越する公共の利益に関する事項であるために緊急を要するという要件で、「他人のためにする意思」を要件としない事務管理を認める³⁵。このような請求権を事務管理の中に含めるか否かは、本人の事務処理者に対する権利を認める必要性にもかかるが、公法上の義務の不履行事案については少なくとも必要ないと思われる。

(4) 事務処理者の義務の要件

上記裁判例には、わずかであるが、事務処理者の義務を争点とするものもあった。698 条の事務管理者の義務の発生要件としての「他人のためにする意思」はどのように理解すればよいであろうか。

ロヤールは、BGB677 条の義務は損害賠償責任を根拠づける義務であり、完全性利益の保護を目的とする点で不法行為責任と変わりがないから、義務の発生要件としての「他人のためにする意思」は費用償還請求の要件と同じである必要はないとし、準事務管理と区別するために、本人の優遇を目的としていれば十分であるとしていた。このように解する理由として、同規定による責任追及は不法行為責任と異なり絶対権侵害に制限されず、過責の立証責任が転換されているという点で被害者 (本人) にとって有利であるということの他、BGB687 条 2 項が、自らには権限がないことを認識しつつ他人の事務を自己の事務として処理する場合にも、本人に BGB677 条に基づく請求権を主張させることがあ

げられている³⁶。

ベルクマンにとっては、BGB677 条も事務管理の従属的性格を反映する効果であるから、従属的性格を体现する利益擁護意思という意味での「他人のため」の要件を必須のものとする³⁷。事務処理の基準は、原則として、本人の推知しうる意思であるという立場に立つが、事務処理の引受けが本人の推知しうる意思に適合していれば、実用性の観点から、事務処理者には実施に必要な程度の裁量が認められるとする。したがって、事務処理の引受けが本人の推知しうる意思に適っており、実施に当たり義務に適った注意を払っていれば、BGB677 条に反することにはならない。しかし、事務管理の従属的性格に由来する従属義務や指図遵守義務が緩和されるわけではないので、事務処理者は本人の指示を得る努力をし、指示があれば従わなければならない。この努力を怠り、あるいは本人の指示に従わずに損害が発生すれば損害賠償責任を負う。

わが国の 698 条と BGB677 条の規定ぶりは違っているが、事務管理の実施方法の基準として本人の意思と利益があげられている点は変わりがない。わが国の立法者は、ベルクマンの BGB677 条の解釈と同様、事務管理の実施方法の第一の基準は本人の意思であるが、意思を知りえない場合には本人の利益に適すべき方法によるとしている³⁸。わが国において、「他人のためにする意思」要件を緩和して本人の救済を図る必要があるかと言えば、ドイツと異なり不法行為責任は絶対権侵害に限定されていない。しかし、697 条の義務違反としての債務不履行責任を問う際には注意義務の内容が具体的であるのに対して、不法行為責任では一般的な善管注意義務があるというにとどまるため、前者の方が本人の保護になるという指摘はなされていた³⁹。実施方法が本人の意思に適合していなかった場合に、本人の指示を得る努力をする義務、指示があれば従う義務の違反で責任を問えることは本人にとっての利点である。とはいえ、典型例として想定される事務管理では本人に意思確認できる状況にないため、本人の客観的利益を基準とした注意義務に従うということになり、その限りでは、不法行為の場合と変わりがない。また、不法行為責任においても、個別具体的な事情が注意義務の認定に当たり考慮されるため、他人の権利領域への介入を認識していた者にはそのような者としての注意義務が課されるのであるから、可能ならば意思を調査し、それに従う義務も発生する。事務処理者の義務が争点となった²⁶の事実関係では、本人が車両をガソリンスタンドに置いて立ち去った後、従業員が車両の鍵を外して事務所内に車両を保管した時点で事務管理を開始したとされているから、本人と連絡を取ることが不可能な事務処理者に本人の指示に従う義務を課することはできない。本人の客観的利益を基準とした善管注意義務が課される。本人の連絡先を知っていたのであれば、不法行為責任であっても、本人の意思を確認しなかったという点で義務違反を問えたであら

う。この事案で、「他人のためにする意思」を認めるにあたり認定したのは、「他人の所有物と認識しながら保管した」ということだけである。本人の利益を優先する意思を認め得る事実はない。しかし、この事案も含め、たいていの事案では、他人の権利領域へ介入の認識があれば事務処理者の義務を発生させて問題はないと思われる⁴⁰。

しかしながら、本人の権利領域で行為していることを認識していても、自己の利益に合わせて行為する意思をもつ者に、本人の意思と利益に合わせて行為する義務が生じるというのは矛盾である⁴¹。また、損害賠償責任発生的前提としての保護義務にすぎないとしても、本人の公法上の義務を実施している②③のように、他人の権利領域で行為していることの認識に拘らず、本人の意思と利益を実施方法の基準とすべきとはいえない場合もある。これらの場合には、「他人のためにする意思」を認めて、他人の意思と利益に従う義務を発生させる必要はない。実施方法の基準を本人の意思と利益とする義務の発生要件としての「他人のためにする意思」も、費用償還請求の場合と同様、利益擁護意思であると解する。

結び

事務管理の費用償還請求権は、成果と利得の現存を問わないところに特徴を有するが、事務管理が認容されている事案では利益が生じているため、「他人のためにする意思」の要件は重視されていない。しかし、個別の事案で不当利得と異なる効果が生じないかは仔細に確認されなければならない。異なる効果が生じる場合には、本人の利益を行為の基準とする意思という意味での利益擁護意思が現実存在することが認定されなければならない。「他人の事務」から「他人のためにする意思」を推定し、現実の内心の意思に立ち入らずに済ますことができるのは、本人への請求時に利得が現存し、事務処理が本人の財産計画に合致していたか、利益が現実化されていることが確認される場合のみである。「他人のためにする意思」を利益擁護意思と理解することによって、契約不成立や契約無効の事案類型でも「他人のためにする意思」が肯定されることになるが、これらについては、契約を背景とした解決を図るべきである。

取り上げた裁判例のほとんどを占める事務処理費用の償還請求においては、上記のとおり、利得が現存し、利益が現実化されていることが実質的な要件となっている。したがって、これらの事案で安定した解決を図るためには、利得の消滅、押付けられた利得の概念を明確にする必要がある。今後の検討課題としたい。

註

- ¹ 本稿(1)東海法学 56 号 116 頁, 98 (39) 頁。
- ² Bergmann, Die Geschäftsführung ohne Auftrag als Subordinationsverhältnis, (2010), S. 160ff.
- ³ 売却仲介であれば, 物件調査, 価格査定, 広告, 買受仲介であれば, 物件の探索, 現地案内, 物件調査が行われる。その後, 取引条件交渉, 重要事項説明書の交付, 売買契約の締結, 契約の履行等多様な事務が行われる。
- ⁴ 後掲^⑨も, 第三者との契約関係は不明だが, 非委託者の希望する金額での売買契約成立を「他人のためにする意思」の認定に当たり重視している。
- ⁵ 岡本正治「詳解不動産仲介契約」(第 2 版)(2012 年) 1278 頁以下。
- ⁶ 岡本・前掲註(5) 1278 頁以下。
- ⁷ 最判平成 7 年 9 月 19 日民集 49 巻 8 号 2805 頁。
- ⁸ 樋口範雄「医療と法を考える」(2007 年) 68 頁以下。
- ⁹ Principles of European Law, Study Group on a European Civil Code, Benevolent Intervention in Another's Affairs, Prepared by Christian von Bar, (2006), Chapter 1, Article 1:101, Comments, C, 23 (S. 110)
- ¹⁰ 本稿(1) 113 (24) 頁。Heinz, Die echte Geschäftsführung ohne Auftrag, (2013), S. 136. 143.
- ¹¹ 窪田充見編「新注釈民法(15)」(2017 年) 30 頁〔平田健治〕参照。
- ¹² BGH, Urt. v. 23. 9. 1999 NJW 2000, 72. 相続人の搜索を営業として行う者が, 法定相続人を確認し, 遺産に関する情報の提供に対し報酬を支払う契約の締結を求めた事案。
- ¹³ Medicus, Bürgerliches Recht, 24Aufl. (2013) § 17 Rd. 412.
- ¹⁴ Hader, Die Geschäftsführung ohne Auftrag als Anspruchsgrundlage bei Gescheiterten Verträgen, (2006), S. 237.
- ¹⁵ 藤原正則「不当利得法」(2002 年) 61 頁。
- ¹⁶ ⑤で成果が要求された理由については, 交渉という事務の性格によるものと思われる。本稿第 4 章 1 (4) (ア) 参照。
- ¹⁷ 前掲注(11) 56 頁〔平田〕は, 有益な費用か否かの判断は, 支出利得における利得判断と連続し, 共通するという。
- ¹⁸ 本稿(1) 95 (42) 頁。Loyal, Die entgeltliche Geschäftsführung ohne Auftrag, S. 31f.
- ¹⁹ 裁判例中に現存利益なしとされた事案はある(⑩)が, 利得が物理的に消滅したという事案はみられない。
- ²⁰ BGH, Urt. v. 07. 01. 1971, BGHZ 55, 128.
- ²¹ 藤原・前掲註(15) 307 頁。
- ²² 前掲註(11)「新注釈民法(15)」88 頁〔藤原正則〕。ドイツでは, BGB 818 条 3 項の利得の消滅の規定が適用される。Wieling, Bereicherungsrecht, 4. Aufl. (2007), S. 74.

-
- ²³ 藤原・前掲註(15)302頁以下, 305頁以下を参照。
- ²⁴ 池田清治「契約交渉の破棄とその責任」(1997年)329頁以下参照。
- ²⁵ 鎌田薫「不動産売買契約の成否」判タ484号21頁。
- ²⁶ 拙稿「有益な事務管理に基づく報酬請求権」東海法学53号88(1)頁, 42(47)頁以下。
- ²⁷ 牧山市治「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和50年度662, 669頁以下。
- ²⁸ 本稿(1)98(39)頁。Sippel, Geschäftsführung ohne Auftrag und die Abwicklung fehlgeschlagener Vertragsbeziehungen mit Geschäftsbesorgungsscharakter(2005), S. 245.
- ²⁹ 四宮和夫「給付利得の当事者決定基準—三者不当利得の場合」『四宮和夫民法論集』(1990年)143, 173, 229頁以下。
- ³⁰ 本稿(1)111(26)頁以下。Bergmann, a. a. o. (2), S. 165ff. 396ff.
- ³¹ 実際, 映画製作契約についてはAY間に契約は成立していない。
- ³² 清算の場面で, 無効・取消し規範の目的をいかに考慮するかという問題については, 川村泰啓「無効・取消と不当利得」契約法大系Ⅶ(1965年)154頁, 加藤雅信「不当利得論」加藤雅信著作集第3巻(2016年)396頁以下, 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為(上)」現代法律学全集10-i(1981年)100頁, 磯村保「契約の無効・取消の清算」私法48号(1986年)49頁, 藤原・前掲註(15)161頁以下, 平田健治「不当利得法理の探求」(2019年)335頁以下等がある。
- ³³ Heinz, a. a. O. (10), S. 212. は, 事務処理の引受けの際に, 誰の利益を優先するのかについて特に考えずに管理を始めるという場合も, 利益擁護意思は認められないとする。
- ³⁴ 日本近代立法資料叢書5「法定調査会民事議事速記録五」(1984年)111頁の穂積発言参照。
- ³⁵ PEL/von Bar, a. a. O. (9), Chapter1, Article1: 102
- ³⁶ 本稿(1)103(35)頁, 96(41)頁参照。Loyal, a. a. O. (18), S. 252.
- ³⁷ 本稿(1)96(41)頁参照。Bergmann, a. a. O. (2), S. 222ff.
- ³⁸ 前掲註(34)111頁の穂積発言参照。
- ³⁹ 谷口知平・甲斐道太郎編「新版注釈民法(18)」(復刊版 2010年)138頁〔高木多喜男〕
- ⁴⁰ ハルケは, 不法行為との限界づけのために「処理された事務が他人の財産に属することを認識していること」を要件とする。本稿(1)100(37)頁。
- ⁴¹ 前掲註(34)111頁の穂積発言参照。「自分ノ爲メニ他人ノ事務ヲ管理シタノガ本條ニ規定スル如キ義務ガ生ジテハ不都合デアリマス」

しおはら まりこ (本学法学部准教授)